

重 要 事 項 説 明 書

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)

グループホーム 夢ふうせん やわらぎ

認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供するにあたって、以下のとおり重要事項を説明いたします。

1. 事業所の事業者（開設者）及びサービスを提供する指定管理者

事 業 者 (開設者)	名 称	厚真町
	法人の種類	地方公共団体
	代 表 者 名	厚真町長 宮坂 尚市朗
	所 在 地	勇払郡厚真町京町120番地
指定管理者	名 称	株式会社エムリンク札幌
	法人の種類	株式会社
	代 表 者 名	代表取締役 永井 登茂美
	所 在 地	江別市緑町東3丁目111-32

2. グループホーム 夢ふうせん やわらぎの概要

名 称	グループホーム 夢ふうせん やわらぎ		
所 在 地	勇払郡厚真町字本郷236番地の6		
電話・FAX	電話 0145-26-7336 FAX 0145-26-7337		
事業者番号	0193600756		
定 員	9人		
事 業 目 的	軽度及び中度の認知症によって、在宅での自立した生活が困難になった高齢者に対し、家庭的な雰囲気のもとで、安心と尊厳を保ちながら、食事、入浴、排泄などの日常生活の世話や日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援することを目的にしています。		
運 営 方 針	1、介護保険法及び厚生労働政省令、告示などにより定められている基準を遵守した体制により、サービスを提供します。 2、利用者の人格を尊重するとともに、個々人の状態に適した介護計画のもとで、利用者と職員が一体となり「ゆっくり、のんびり、楽しく」を基本に、利用者の生活リズムに合わせたサービスを提供します。 3、事業者及び職員は、いかなる場合においても利用者の立場に立って行動し、利用者の人権と福祉を守ります。 4、職員や施設の都合に合わせたスケジュールやサービスを提供することなく、“利用者が主役”を念頭に、常に提供したサービスの質の管理・評価を行います。 5、高齢者グループホームが、地域社会を構成する住宅の一つであることを認識し、利用者が一町民として地域と共に生きることができるよう努めます。		
開設年月日	令和5年 4月 1日	指定等年月日	令和5年 4月 1日
指定管理者	株式会社エムリンク札幌		

責 任 者	本見 翔					
管 理 者	野浪 梨加					
敷 地	3, 170. 04㎡ (建物、温室、駐車場、菜園)					
建 物	規 模	建物	409. 86㎡	構 造	木造カラー鉄板葺平屋建て	
		温室	73. 50㎡			
		計	483. 36㎡			
居 室 の 概 要	1人用個室（洋室） 17.28㎡ 1室、16.20㎡ 8室 （電動式ベッド、クローゼット、手洗い完備） ＊ただし、夫婦などで入居する場合においては、2室をつないで利用できる居室が1カ所あります。					
共 同 施 設 の 概 要 と 規 模 (主なもの)	食堂、居間	73. 34㎡	台 所	11. 66㎡		
	交 流 室	20. 25㎡	浴 室	4. 05㎡		
	ホ ー ル	43. 16㎡	脱 衣 室	5. 81㎡		
	洗 濯 室	13. 86㎡	廊 下	23. 60㎡		
	物 品 庫	5. 67㎡	ｸﾞｱｽﾃｰｼｮﾝ	6. 63㎡		
	私 物 庫	6. 14㎡	ト イ レ	14. 49㎡	入居者3人に1カ所	
緊急時、事故 発生時の対応	サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市町村への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。					
防犯防災設備 及び避難設備 の 概 要	① 各居室及びトイレ、風呂にナースコールを設置しています。 ② 施設内に、火災報知機、煙感知機、排煙装置、スプリンクラー、屋外緊急通報設備、ガス漏れ警報機、誘導灯を設置しています。 ③ 東胆振消防組合厚真支署と専用回線をつなぎ、火災等の緊急時に備えています。					
非常災害対策	① 災害が発生した場合、従業者は利用者の避難など適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関などとの連携方法を確認し、災害時には避難などの指揮をとります。 ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震などの災害に対処する計画を作成し、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。					
守秘義務に関 する対策	事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を事業者との雇用契約の内容としています。					
身体拘束など の禁止	① 事業所は当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合であり他に代替えがない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束など」という。）を行いません。また、身体拘束廃止の係る指針を作成し委員会を設置することで身体拘束を未然に防ぐことに努めます。 ② 身体拘束などは、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行います。 ③ 身体拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。					

運営推進会議の設置	① 事業所が地域に密着し地域に開かれたものとするために運営推進会議を設置します。 ② 運営推進委員は利用者の家族、地域住民の代表者、民生委員、市職員または地域包括支援センターの職員とします。 ③ 運営推進会議の開催は概ね2ヶ月に1回とします。 ④ 運営推進会議にはサービスの提供内容及び活動状況などを報告し評価を受けるとともに必要な要望、助言などを聞く機会とします。 ⑤ 事業所は前項の運営推進会議の内容を記録し、利用者、利用者の家族など地域に公開するため、施設の見やすい場所に掲示します。								
外部評価の実施状況	利用者の皆様にご満足いただける介護サービスの提供を目指し、サービスの質の向上と改善を図るべく外部評価を定期的に実施し、評価結果を開示します。								
協力医療機関	事業所が連携している協力医療機関は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>協力医療機関名</th><th>診療科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あつまクリニック</td><td>内科、整形外科</td></tr> <tr> <td>厚真歯科医院</td><td>歯科</td></tr> <tr> <td>桂歯科クリニック</td><td>歯科</td></tr> </tbody> </table>	協力医療機関名	診療科目	あつまクリニック	内科、整形外科	厚真歯科医院	歯科	桂歯科クリニック	歯科
協力医療機関名	診療科目								
あつまクリニック	内科、整形外科								
厚真歯科医院	歯科								
桂歯科クリニック	歯科								

3. 職員体制

職 名	内 容
施設長（ホーム長）	1名
管理者	1名
計画作成担当者	1名
看護職員	
介護従事者	8名以上（常勤4名以上、非常勤2名以上）

4. 勤務体制

施設長・管理者	8：30 ～ 17：30
	早出・・・7：00 ～ 16：00
介護従事者	日勤・・・8：30 ～ 17：30
	遅出・・・9：00 ～ 18：00
	夜勤・・・16：00 ～ 翌9：00

5. 高齢者グループホーム利用にあたっての留意事項

- (1) 高齢者グループホームに入居できるのは、
 - ①要介護認定による要支援2以上で認知症症状があり、家庭での介護が困難な方
 - ②概ね身辺が自立しており、共同生活を送ることに支障がない方
 - ③極端な暴力行為や自傷他害のおそれがない方となっています。
- (2) 共同生活住居内の設備等は、本来の用法に従って大切に利用してください。これに反した利用により、破損等が生じた場合は利用者又は利用者代理人に賠償していただくことがあります。
- (3) 騒音の発生、放歌高吟等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (4) 面会はいつでも可能ですが、利用者の生活リズムを配慮し、食事時や夜遅い時間帯での面会をご遠慮ください。
- (5) 着替えなどの身の回り品、タンス、テレビ、冷蔵庫、仏壇などの持ち込みは自由ですが、他人の迷惑にならない範囲とします。
- (6) 買物や散歩などの外出は職員が同行し、外泊は家族の付き添いがあれば可能です。
- (7) 病院にかかる場合は自宅で生活されていた時と同じ条件になりますので、医療保険により受診し、利用者や利用者代理人及び家族が医療費を支払うことになります。

6. サービス及び利用料等について

保 険 給 付 サ ー ビ ス	食事、排泄、入浴（清拭）、洗濯、着替えの介助などの日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助など。 ※上記のサービスについては包括的に提供され、厚生労働省が要介護度別に定めた次ページの【基本料金】の1割または2割、3割が自己負担となります。		
保 険 対 象 外 サ ー ビ ス	下記に掲げるサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。 月の途中で入居及び退所した場合は、日割り計算となります。 なお、料金の改定などがあった場合は、事前にその理由を説明して了解を得ます。		
	食 事 の 提 供 （ 食 費 ）	月額 27,000 円 (900 円/日) ＊3食分及びおやつ等	利用開始日や退去日が月の途中の場合は、日割り計算されます。入院等の場合も日割り計算します。（日割り計算は介護保険サービスの利用該当日数によります）
	光 熱 水 費	月額 17,000 円 ＊電気、上下水道、灯油代等	
	個人で消費するもの（飲み物、義歯洗浄剤、石鹸、ティシュペーパーなど）や理美容代、おむつ代、医療費及びレクリエーションに要する費用で個人が負担すべきもの等は自己負担となります。		

【基本料金】（1か月が31日の場合は、31日分となります）※令和6年4月1日から適用。

要介護度	基本料金(介護報酬)		自己負担1割の場合		自己負担2割の場合		自己負担3割の場合	
	1日	1か月(30日)	1日	1か月(30日)	1日	1か月(30日)	1日	1か月(30日)
要支援2	7,610円	228,300円	761円	22,830円	1,522円	45,660円	2,283円	68,490円
要介護1	7,650円	229,500円	765円	22,950円	1,530円	45,900円	2,295円	68,850円
要介護2	8,010円	240,300円	801円	24,030円	1,602円	48,060円	2,403円	72,090円
要介護3	8,240円	247,200円	824円	24,720円	1,648円	49,440円	2,472円	74,160円
要介護4	8,410円	252,300円	841円	25,230円	1,682円	50,460円	2,523円	75,690円
要介護5	8,590円	257,700円	859円	25,770円	1,718円	51,540円	2,577円	77,310円

※自己負担の割合（1割、2割、3割）については、保険者から交付される介護保険負担割合証によって決定されます。

【その他の加算】

・別紙1：【その他の加算】を参照

【使用料について】

高齢者グループホームの利用には、厚真町高齢者グループホーム条例第9条に規定される使用料（家賃相当分）がかかります。

使用料は指定管理者が毎月の利用料と併せて請求・徴収し、厚真町へ納入いたします。

使 用 料	月額 12,000 円	・利用開始日や退去日が月の途中の場合は、日割り計算されます ・外泊や入院などの場合は日割り計算されません
-------	-------------	---

7. お支払い方法

毎月15日までに前月分の利用料及び使用料等を請求いたします。以下のいずれかの方法で月末までにお支払ください。入金確認後に領収書を発行します。

(1) 金融機関口座からの口座振替

別途ご契約が必要です。振替手数料は指定管理者が負担します。

(2) 指定口座への振込み

指定する口座へお振込みの場合、振込手数料は利用者の負担となります。

(3) 指定管理者事務所窓口での現金払い

取り扱い時間できるのは平日の営業時間内です。

（土日、祝日及び12月31日～1月5日は休業）

9. 苦情相談機関

事業所は、サービス提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応します。

苦 情 解 決 責 任 者	株式会社エムリンクホールディングス 常務取締役 竹端 一博 TEL 0157-33-5900
苦 情 受 付 担 当 者	株式会社エムリンク札幌 グループホーム夢ふうせんやわらぎ 本見 翔 TEL 0145-26-7336
第 三 者 委 員	兵頭 敏枝 (有識者) TEL 0145-27-2232 山田 忠雄 (有識者) TEL 0145-28-3330
外 部 苦 情 申 立 機 関	① 厚真町住民課福祉グループ TEL 0145-26-7872 ② 北海道国民健康保険団体連合会 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 TEL 011-233-2178 ③ 北海道福祉サービス運営適正化委員会 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道社会福祉総合センター (かでる 2・7) 5階 TEL 011-204-6310

令和 年 月 日

(指定管理者) 事業所 グループホーム 夢ふうせん やわらぎ
住 所 勇払郡厚真町字本郷236番地6
指定管理者名 株式会社エムリンク札幌
説明者名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利 用 者) 住 所
氏 名 _____ (印)

(利用者代理人) 住 所
氏 名 _____ (印)

(身元引受人) 住 所
氏 名 _____ (印)